

# グリーン調達基準

第 1.0 版

制定 2015 年 8 月 1 日

施行 2015 年 9 月 1 日

株式会社伸光製作所

はじめに

当社は次の理念に基づいて環境保全に取り組んでいます。

最先端の技術による電子回路基板の開発・設計・製造を通して、豊かな社会の実現に貢献します。当社は住みやすい地球を次世代に残すために、環境との調和を目指した企業活動に努め、環境保全・生物多様性保全活動を自主的かつ継続的に推進していきます

## 1. 目的

この調達基準は、当社製品等に含まれる化学物質による環境の汚染、取扱者の健康被害を防止するために、お取引先様に順守していただきたい、基準及び運用について定め、積極的に環境保全活動に取り組んでいるお取引先様から、環境負荷の少ない製品を調達することを目的とします。

## 2. 適用範囲

当社が調達する、全ての部材・プリント配線板完成品(容器、包装梱包材、その他製品と共に納入されるものを含む)、当社製品に対する委託加工により付加される化学物質(梱包材等、共に納入されるものを含む)に適用する。

## 3. 用語の定義

### 3.1 含有

意図的か不純物か、RoHS 指令等の閾値を上回るか否かを問わず、供給品に対象とする化学物質が含まれている場合、「含有」とする。

### 3.2 非含有

固有技術的に含有していないと予測される場合や、サプライヤーに対する調査結果から、含有している情報が無い場合は「非含有」とみなす。

ただし、RoHS 指令対象物質(ハロゲンフリー品の場合臭素および塩素を追加)については、精密分析により検証する必要がある。

### 3.3 不純物

天然素材に含有、あるいは製造工程中で副生成物等として生成して精製過程で取り切れずに残留するものや、工程中で溶剤等として使用して除去しきれずに残留するものをいう。無電解ニッケルめっき浴の安定剤として使用され、無電解ニッケル皮膜中に共析する鉛は不純物として扱う。

### 3.4 禁止物質・管理物質

株式会社伸光製作所 禁止物質・管理物質リストに掲げる、

- ・製品への使用を禁止する物質
- ・特定仕様・顧客向けに使用を禁止する物質
- ・含有している場合報告を求める物質群をいう。

#### 4. お取引様への依頼事項

##### 4.1 環境マネジメントシステムの構築と第三者認証取得

ISO14001 または、それに準ずる環境マネジメントシステムの要求事項を満足するマネジメントシステムを構築し、第三者機関による認証を取得・維持して下さい。

##### 4.2 製品含有化学物質管理システムの構築

製品に含有する化学物質の管理に関して、JAMP(アーティクルマネジメント推進協議会)の製品含有化学物質ガイドライン第3版を基準とします。このガイドラインに沿ったマネジメントシステムを構築し、運用して下さい。また、御社のサプライヤー様にも当該ガイドラインに適合する事を要求して下さい。

当社が求める場合、上記ガイドラインに基づく、JAMP 実施項目一覧表兼チェックシート第3版により、御社のマネジメントシステムのガイドライン3版への適合状況を自己チェックしてご提出下さい。自己チェックの結果により、取組が不十分な点の改善計画のご提出をお願いしたり、工程の監査を行わせていただく事があります。

##### 4.3 当社禁止物質・管理物質リストにかかわる不含有証明書の提出

国内外の法規の改訂、当社顧客のご要求の変化に沿って、当社の禁止物質・管理物質リストを随時更新します。更新の際はお知らせしますので、不含有証明書を御提出下さい。その他、REACH 規則等にかかわる証明書・報告書のご提出を依頼することがあります。

##### 4.4 高精度分析データ、SDS、化学組成表等の提供

RoHS 分析データ(ハロゲンフリー品については Cl、Br 分析データを追加)を御提出下さい。完成品の製造委託の場合は、各部材の分析データを提出して下さい。

めっき皮膜については、めっきに使用する薬液の分析結果は不可とします。実際に析出して生成された皮膜の分析結果が必要です。この際、無電解銅めっき皮膜、電解銅めっき皮膜、金めっき皮膜、ニッケルめっき皮膜等は、それぞれ均質部位として個別に分析して下さい。

場合により追加項目の分析について協議させていただく事があります。

分析データは有効期間 1 年間とします。年次更新して下さい。

分析は RoHS 対象物質他、分析対象物質について ISO17025 認証を取得した、第三者機関によるもののみ認めます。

高精度分析データは英文もしくは英文併記版として下さい。

SDS、化学組成表等は品目により和文または英文(英文併記版)を指定させていただきます。

提出いただいた各種データは、当社顧客に提出する事があります。

#### 4.5 含有物質情報伝達シートによる含有物質情報の提供

納入品の含有物質情報伝達のための調査様式は最新の JAMA/JAPIA 統一データシートを標準とします。

同等の情報を含む JAMP の情報伝達シート(AIS もしくは MSDSplus)も許容します。この際、報告する物質の合計が 100%になる様に、任意報告物質についても必ず含めて下さい。国内法で情報伝達が義務づけられた物質、当社の禁止物質・管理物質リストに含まれる物質は必ず開示して下さい。それ以外の物質については、一般的な呼称(例:無機フィラー、硬化剤等)に止め、具体的な名称や、CAS 番号等を開示しない事も許容します。複数の成分をまとめた添加剤という表現は、合計で全体の 5%未満に止まる様にして下さい。

#### 4.6 紛争鉱物の不使用と、紛争鉱物調査回答

当社への納入品に、コンゴ民主共和国(DRC)とその隣接国で生産された原鉱石から製錬された 4 種金属(タンタル、スズ、金、タングステン)の使用を原則として禁止します。該当諸国由来の原鉱石の場合、EICC/GeSI の CFS 認証プログラムで認証された製錬業者から調達されたもののみを許容します。将来的には CFS 認証製錬業者からのみの調達が実現できる様に、貴社のサプライヤー様への働きかけをお願いします。

年1回、CFSI 帳票による紛争鉱物調査を行いますので、ご協力下さい。貴社のサプライヤー様に展開をお願いします。調査結果は当社の納入先に開示させていただきます。

#### 4.7 製品含有物質に係わる4M 変更

##### 1)変更管理

当社に納入する部材等に関して、下記に該当する変更を行う場合は、事前に書面により当社に承認を求めるものとします。

- ・原材料を変更する場合
- ・製造工程中で使用する部材で、納入品に残留する可能性がある部材を変更する場合(例:高沸点溶剤等、インク・マーカ―等)
- ・含有物質に関して、内容・含有量に変更がある場合
- ・製造ライン、製造工場、処理委託先を変更する場合。

申請対象事態について、個別の納入仕様書または購入仕様書で取り決められている場合は、そちらを優先します。

##### 2) 変更管理申請窓口

各納入品の調達窓口部門に御提出下さい。

#### 5. 禁止物質含有判明時の連絡

納入品に禁止物質が含まれている事が判明した場合、または含有のおそれがあることを知

った場合は、直ちに当社に通知していただくと共に、速やかな流出防止および再発防止処置を取って下さい。

通知先窓口：各納入品の調達窓口部門

#### 6. お取引先様からの同意表明

本基準に対して、別紙同意書様式にて同意いただくものとします。

## 7. 改訂履歴

版	制改訂日	改訂内容
1.0	2015年8月1日	新規制定

別紙

株式会社伸光製作所 宛

## グリーン調達基準同意書

株式会社伸光製作所 グリーン調達基準 第1.0版を受領し、内容に同意致します。

年 月 日

会社名

社印

部署名

御役職名

代表者御氏名

印